

静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危機管理部の次長</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる参事（政策管理担当）及び同表に掲げる参事（学校教育担当）（以下これらを「教育部参事」という。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>第73条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危機管理部に置かれた参事（政策調整担当）（以下「危機管理部参事」という。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる理事（政策管理担当）、同表に掲げる理事（新図書館担当）及び同表に掲げる参事（学校教育担当）（以下これらを「教育部理事等」という。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>第73条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定により総務部会計課長が専決処理することができる事務のうち、物品請求書、物品取得伺又は物品検収調書及び物品修繕請求書又は物品修繕伺に係るものは、警察組織規則第7条第3項の装備管理室に置かれた警察組織規則第61条第1項の管理官（以下「装備管理室管理官」という。）が専決処理することができる。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>

(出納員等の設置)

第75条 (略)

2 局等 (別表第7左欄に掲げる局、課及び室をいう。以下同じ。)及びかい以外の出先機関のうち、必要と認めるところに物品分任出納員を置くことができる。

3 (略)

4～9 (略)

10 第1項、第2項、第5項及び前2項の規定により出納員及び物品分任出納員に充てられ、又は命ぜられることとなる者が、法第172条第1項に規定する職員でない場合は、これらの職にある間は、職員に併任されているものとみなす。

(物品取締員)

第82条 (略)

2 物品取締員には、次に掲げる者を充てる。

(1)・(2) (略)

(3) 総務部会計課にあつては、調度第一課長補佐

(4)・(5) (略)

(6) 学校にあつては、事務長

(7) (略)

(8) 学校の分校にあつては、財産事務を担当する職員

(9)・(10) (略)

3～5 (略)

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の

(出納員等の設置)

第75条 (略)

2 局等 (別表第7左欄に掲げる局、課及び室をいう。以下同じ。)、総務部会計課及びかい以外の出先機関のうち、必要と認めるところに物品分任出納員を置くことができる。

3 (略)

4 第2項に規定する総務部会計課の物品分任出納員には、装備管理室管理官をもつて充て、その所掌する物品に関する出納事務を分掌する。

5～10 (略)

11 第1項、第2項、第6項及び前2項の規定により出納員及び物品分任出納員に充てられ、又は命ぜられることとなる者が、法第172条第1項に規定する職員でない場合は、これらの職にある間は、職員に併任されているものとみなす。

(物品取締員)

第82条 (略)

2 物品取締員には、次に掲げる者を充てる。

(1)・(2) (略)

(3) 総務部会計課にあつては、調度第一課長補佐及び車両課長補佐

(4)・(5) (略)

(6) 学校(かいであるものに限る。)にあつては、事務長

(7) (略)

(8) 学校 (かいであるものを除く。)又は学校の分校にあつては、財産事務を担当する職員

(9)・(10) (略)

3～5 (略)

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の

規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、 <u>危機管理部の次長及び教育部参事</u> をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、 <u>総務部会計課長</u> 、静岡県財務規則第2条第18号に規定する事務局の課長及び教育委員会組織規則の規定により本庁に置かれた課の長並びに人材育成室長、人権同和対策室長、地域包括ケア推進室長及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

別表第5の3 (略)

物品に関する事務の専決区分

区分	警察本部総務部長専決	総務部会計課長専決	かいの次長等専決	かいの課長等専決
(略)				
物品亡失（損傷）報告書	(略)	二	(略)	
(略)				

規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、 <u>危機管理部参事及び教育部理事</u> 等をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、 <u>会計総務課長</u> 、静岡県財務規則第2条第18号に規定する事務局の課長及び教育委員会組織規則の規定により本庁に置かれた課の長並びに人材育成室長、人権同和対策室長、地域包括ケア推進室長及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

別表第5の3 (略)

物品に関する事務の専決区分

区分	警察本部総務部長専決	総務部会計課長専決	かいの次長等専決	かいの課長等専決
(略)				
物品亡失（損傷）報告書	(略)	30万円未満（別に定める場合に限る。）	(略)	
(略)				

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、空港調整室、先端農業推進室及び出納局会計総務課	(略)
(略)	

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、 <u>感染症対策課</u> 、空港調整室、先端農業推進室及び <u>会計総務課</u>	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第85条第2項の表用度課長の項の改正は、公布の日から施行する。